

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年10月8日
発信課	消防本部予防指導課
担当者	小島・尾美
連絡先	電 話 0166-25-1123
	FAX 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.lg.jp

分 類	☒ イベント・行事 ☐ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和3年10月15日(金)
発表項目 (行事名)	令和3年「秋の火災予防運動」に伴う総合訓練の実施について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	1 趣旨 「秋の火災予防運動」の初日に、大規模施設で自衛消防訓練及び警防訓練を実施するとともに、市民に対し、火災予防の啓発を行うもの。 2 日時 令和3年10月15日(金) 8時45分から9時15分まで 3 場所 旭川市大雪通1丁目 ケーズデンキ旭川大雪通店 4 参加機関 (1) ケーズデンキ旭川大雪通店自衛消防隊及び従業員(約16人) (2) 旭川市消防本部(約20人) (3) 旭川市消防団(約20人) (4) 旭川中央警察署(約5人) 5 訓練内容 (1) ケーズデンキ旭川大雪通店自衛消防隊及び従業員による119番通報及び避難訓練 (2) 消防隊による救出訓練及び放水訓練
添付資料	☒ 有 ☐ 無 (依頼文、実施要領及び火災予防運動期間中の実施計画) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	訓練会場に消防本部の報道対応職員(ビブス標示)がおりますので、取材等はこちらでお願いします。 消防隊の訓練では、梯子車での救出訓練、一斉放水訓練等、危険が伴いますので、取材される際は十分に御注意ください。
備 考	

旭 消 予 第 4 1 号
令和 3 年 1 0 月 8 日

各 報 道 機 関 様

旭 川 市 消 防 本 部
消 防 長 中 農 潔
(予 防 指 導 課 担 当)

令和 3 年秋の火災予防運動に関する取材について（依頼）

秋冷の候，ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から，本市消防行政の推進につきまして格別の御理解，御協力をいただき，
厚くお礼申し上げます。

さて，これから暖房器具の使用等により，火災が発生しやすくなる時季を迎える
ことから，1 0 月 1 5 日（金）から 1 0 月 3 1 日（日）までの 1 7 日間，秋の火災
予防運動を**別紙 1（実施要領）**及び**別紙 2（期間中の行事計画）**のとおり実施いたしま
す。

つきましては，同運動及び期間中の実施行事の取材，報道についてよろしくお願い
申し上げます。

担当 旭川市消防本部予防指導課
小 島・尾 美
TEL 0166-25-1123
庁内内線 5 9 5 3

令和 3 年 秋の火災予防運動実施要領

1 目 的

暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり，地域住民の皆様に対する火災予防思想の普及を推進し，火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに，住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等，乾燥時及び強風時の火災発生防止対策，放火火災防止対策，特定防火対象物における火災予防対策等について，地域住民及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 統一標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

3 実施期間

10月15日（金）から10月31日（日）までの17日間

4 実施機関

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 旭川市消防本部 | (3) 上川町消防団 |
| (2) 旭川市消防団 | (4) 鷹栖町消防団 |

5 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置義務化の周知，警報器の普及促進，維持管理の必要性及び方法等の具体的な広報並びに経年劣化した警報器の交換の推進

未設置世帯に対し，積極的な普及促進及び制度の周知を図ります。

また，設置されている住宅等については，今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換についてホームページ及びツイッターを活用し周知を図ります。

イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進

高齢者等を対象に，住宅火災による死傷者の発生を防止するため，住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン119」の普及を図ります。

(2) 乾燥時及び強風時火災発生防止対策

ア 火災予防広報を実施します。

イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視を励行します。

ウ 火気取扱いにおける注意を徹底します。

エ 工事等における火気管理を徹底します。

(3) 放火火災予防対策の推進

放火されない環境づくりを推進します。

消防車両による巡回広報等を通じ，放火火災防止のポイントを呼びかけます。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 消防法令違反のある防火対象物に対する是正指導を徹底します。

イ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導を実施します。

(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知を徹底します。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対して指導を実施します。

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いについて指導を実施します。

ウ 火気器具等を使用する露店等への指導を実施します。

(7) 消火器の適切な維持管理

老朽化消火器の適切な回収・処理を推進します。

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中，市内及び町内の消防署・出張所については，地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け，各町内会，各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

◎南消防署	旭川市7条通10丁目	(電話)	0166-23-4649
緑が丘出張所	旭川市緑が丘東3条1丁目	(電話)	0166-60-8802
豊岡出張所	旭川市豊岡3条3丁目	(電話)	0166-31-4603
神楽出張所	旭川市神楽4条7丁目	(電話)	0166-61-2251
東旭川出張所	旭川市東旭川北1条6丁目	(電話)	0166-36-1171
忠和出張所	旭川市忠和4条8丁目	(電話)	0166-63-1789
東光出張所	旭川市東光27条8丁目	(電話)	0166-33-9973
◎北消防署	旭川市大町3条5丁目	(電話)	0166-51-8138
春光出張所	旭川市末広4条1丁目	(電話)	0166-51-3823
新旭川出張所	旭川市大雪通8丁目	(電話)	0166-26-0559
永山出張所	旭川市永山2条17丁目	(電話)	0166-48-2055
◎上川消防署	上川郡上川町北町202番地	(電話)	01658-2-1040
層雲峡出張所	上川郡上川町字層雲峡39番地	(電話)	01658-5-3107
◎鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南1条3丁目	(電話)	0166-87-2042

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際，出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日，休日，夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 予防指導課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-1123
- ・旭川市消防本部 市民安心課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-23-1668

令和3年 秋の火災予防運動期間中の行事計画

行 事 名	期 日	場 所	対 象	内 容
消防訓練（総合演習訓練）	10月15日（金）	旭川市大雪通1丁目 ケーズデンキ旭川大雪通店	ケーズデンキ旭川大雪通店自衛消防隊 旭川市消防本部 旭川市消防団	自衛消防隊の訓練を含む消防訓練を実施し、市民に防火意識の高揚を促す。
火災防ぎょ訓練	10月19日（火）	北海道上川郡上川町層雲峡 朝陽リゾートホテル	上川消防署、層雲峡出張所 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や、町民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
防火査察	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
防火相談所の開設	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防庁舎	地域住民	各消防署・出張所を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
老朽化消火器の処分	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火査察の際に、消火器の適切な維持管理を指導するとともに、老朽化した消火器による人身事故の防止を図るため、適正な処分を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	多数の者が集合する催しに際し火気器具を使用する場合の火災予防を周知する。
防火パトロール	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけるとともに、放火火災の抑止を図る。
火災予防に関する講話	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼（救急講習等含む）があった場合に、随時対応する。
防火ポスターによる広報	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所、町内会、防火モデル地区	各事業所に防火ポスターを配付し、火災予防を呼びかける。
防火看板の掲示、消防車両へのマグネットシートの貼付及び職員マークプレート着用による広報	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎・上川町役場・上川医療センター 鷹栖町消防庁舎・鷹栖町消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示し、消防職員はマークプレートを着用、一部の消防車両にマグネットシートの貼付を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。 また、市職員に対して、マークプレートの着用を依頼する。
ほのぼの訪問	10月15日（金） ～10月31日（日）	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員が対象者宅を訪問し、防火指導、防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る。

行 事 名	期 間	場 所	対 象	内 容
消防団員による防火広報	10月15日(金) ～10月31日(日)	市内一円	地域住民	各分団員が一般家庭に対して広報を実施し、地域住民に火災予防を呼びかける。
消防団女性分団による防火チラシの配布	10月15日(金) ～10月31日(日)	市内一円	市民	女性分団員が、地域住民にチラシを配布し、火災予防を呼びかける。
防火パレード	10月15日(金) ～10月31日(日)	市郊外地域	地域住民	市郊外地域において、消防車による防火パレードを実施し、防火意識の高揚を図るとともに、火災予防を呼びかける。
市防火管理協会及び市危険物安全協会による火災予防マークプレートの着用	10月15日(金) ～10月31日(日)	市内物品販売店舗及び市内ガソリンスタンド	市防火管理協会及び市危険物安全協会に加入する事業所	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、買い物客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
防火ポスター入選作品展示会	10月22日(金) ～10月29日(金)	旭川市宮下通7丁目 イオンモール旭川駅前店	市内小中学校 市民	市内の小中学校の児童や生徒から防火意識の高揚を図るため防火に関する絵画を募集し、入賞作品を展示することで、市民の防火思想を高める。なお、各金賞作品は、ポスターにして事業所に配布する。
ちびっこ防火絵画展	10月22日(金) ～10月29日(金)	旭川市宮下通7丁目 イオンモール旭川駅前店	市幼年消防クラブ員 市民	防火絵画を描くことによって、幼年期における防火思想の素地を作るとともに、幼年消防クラブ員の絵画を展覧することで、市民の防火思想を高める。
防火・防災パネル展の実施	10月15日(金) ～10月31日(日)	旭川市豊岡3条3丁目 東部まちづくりセンター	市民及び豊岡地区住民	東部まちづくり住民センター内で防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。